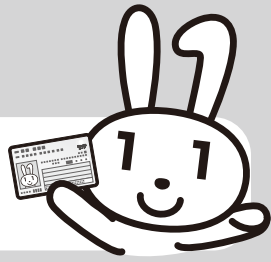


これからは手放せない！マイナンバーカード

マイナンバーカードがますます便利になっています。
まだ作っていない方は早めに申請しましょう！



①コンビニで証明書を取得できます

上毛町では、令和2年1月よりマイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票・印鑑証明書・戸籍・所得証明・課税証明などの証明書を土・日・祝日や夜間でも取得することができるようになりました。

②マイナポイントがもらえます

令和3年3月末までにマイナンバーカードでマイナポイントの予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をするすると25% (最大5,000円)ポイントが付与されます。

- 問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線145・149)
長寿福祉課 福祉健康係 TEL 72-3188(内線217)

③健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月からマイナンバーカードを保険証として利用することができます。(事前登録が必要です) 転職や結婚、引っ越しなどによる健康保険の手続き完了後、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。

※マイナンバーカードは、申請してから受取まで1ヵ月程度かかります。早めの申請をお願いします。

11月は「ねんきん月間」、11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です！！

厚生労働省では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としています。この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、小倉南年金事務所にお問い合わせください。



- 問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8869

11月は「児童虐待防止推進月間」です

189(いちはやく)ちいさな命に 待たなし 虐待かと思ったらすぐにお電話ください。

年中無休・24時間受付
児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。

- 連絡・問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)
福岡県京築児童相談所 TEL 84-0407

福岡県最低賃金額改定のお知らせ

福岡県最低賃金が次のとおり改定されます。(令和2年10月1日から)

1時間842円(1円アップ)

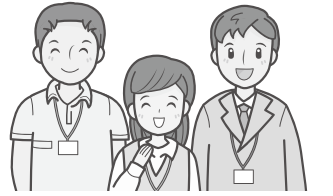
- 問い合わせ先 福岡労働局労働基準部 賃金室 TEL 092-411-4578

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金引上げには「業務改善助成金」をご活用ください。

地域で活躍する若い力を求めています！

上毛町社会福祉協議会職員募集



- 採用予定者数 正規職員 1名
- 採用予定日 令和3年4月1日(採用日の繰上もあり)
- 勤務場所 上毛町社会福祉協議会 上毛町大字八ッ並143番地1(げんきの杜内)
- 受験資格 次のいずれにも該当する方
(1)地域福祉に熱意のある方
(2)昭和60年4月2日以降に生まれた方
(3)普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方、または採用日までに取得見込みの方
- 問い合わせ先 社会福祉法人 上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900 千871-0903 上毛町大字八ッ並143番地1(げんきの杜内)

- 試験日程・内容
日 程 令和2年12月5日(土)
会 場 げんきの杜
内 容 書類審査、個別面接、小論文

- 採用試験案内及び申込書配布場所 上毛町社会福祉協議会(げんきの杜内) ※ホームページからダウンロードもできます。
<https://www.koge-shakyo.jp>

- 申込書受付期間 11月2日(月)~25日(水) 8:30~17:15(土・日・祝を除く) ※郵送の場合は、11月25日までに到着し、書類が完備しているものに限り受け付けます。

税務署での相談は、事前の予約をお願いします。

税務署では、面接相談の事前予約制を実施しております。電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など)については、電話などで所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。なお、詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

税を考える週間

～暮らしを支える税～



期間 11月11日 ▶ 11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介！

税を考える週間 検索 <https://www.nta.go.jp>



- 問い合わせ先 行橋税務署 TEL 0930-23-0580

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1)
募集戸数	1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	12月1日(火)

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 11月2日(月)~16日(月) 8:30~17:15(土・日・祝を除く)

- 入居者資格 (上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

- 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。
- 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 国税、地方税等を滞納していない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居または同居しようとする親族も含む。)

- 申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)